

事務連絡
令和8年6月8日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局総務課
厚生労働省医政局医療情報担当参事官室

情報機器等の廃棄時における個人情報漏えいの防止策の徹底について

平素より、厚生労働行政の推進に当たり御尽力いただき、御礼申し上げます。

今般、独立行政法人国立病院機構が運営する病院が廃棄物処理業者に廃棄を依頼したシステムに内蔵されていたハードディスク（以下「HDD」という。）が、適切に破碎されずに、他の業者を経由してネットオークションで出品され、当該HDDに保存された個人情報が漏えいした旨が同機構において公表されました。

これまでも、医療機関においては、個人情報の適正な取扱いが確保されるよう「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」（平成29年4月14日付け個情第534号・医政発0414第6号・薬生発0414第1号・老発0414第1号個人情報保護委員会事務局長・厚生労働省医政局長・医薬・生活衛生局長・老健局長通知別添。（令和8年4月一部改正）、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第6.0版」（令和5年5月31日付け産情発0531第1号厚生労働省大臣官房医薬産業振興・医療情報審議官通知別添）等に基づき、必要な対策が講じられてきたところですが、今般発生した事案も踏まえ、下記のとおり、情報機器等の廃棄に当たっての留意事項を整理しました。貴職におかれては、御了知の上、貴管下の医療機関に周知していただきますようお願いいたします。

記

「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」においては、「個人データを取り扱った情報機器を廃棄する場合は、記憶装置内の個人データを復元不可能な形に消去して廃棄する」、「廃棄業務を委託する場合には、個人データの取扱いについても委託契約において明確に定める」、「受託者が、委託を受けた業務の一部を再委託することを予定している場合は、再委託

を受ける事業者の選定において個人情報を適切に取り扱っている事業者が選定されるとともに、再委託先事業者が個人情報を適切に取り扱っていることが確認できるよう契約において配慮する（再委託の可否及び医療・介護関係事業者への文書による事前報告又は承認手続を求める等の事項を定めることが望ましい。）とされている。

また、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第 6.0 版」のシステム運用編においては、情報機器等の廃棄の外部への委託に当たっては、「委託先の事業者から破棄に関する証明や証拠の提供などを求めて、確認することが求められる」とされているところである（※）。

これらを踏まえ、

- ・ 情報機器等の廃棄時に、医療機関担当者による立ち会いや、HDD などの記録媒体を含む全ての機器等が破壊された写真やソフトウェア消去に係るログの提出を求めること等により、確実に抹消されたことを確認することや、
- ・ 委託契約時においても、
 - － 委託契約前に、委託先事業者のホームページのほか、事業場など現地における廃棄手順、再委託の内容も含め確認し、適切に廃棄が行われているかどうかを確認すること
 - － 契約において HDD などの記録媒体を含めた情報機器等の廃棄について明確に合意すること

といった対応が考えられることから、医療情報の適切な管理の観点から必要な検討を行われたい。

※ 現在改版作業中の第 7.0 版においても情報機器等の廃棄に関する遵守事項は同様であるが、最新版を利用するよう留意いただきたい。

以上